利　用　上　の　注　意

Ⅰ 2025 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）について

１．調査の目的

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス‐活動調査（以下、「活動調査」という）の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

２．調査の期日

令和７年（2025 年）６月１日

３．調査の範囲

日本標準産業分類（第 14 回改定）に掲げる「大分類Ｅ－製造業」に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の９割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

Ⅱ 本報告書について

１．本報告書は、総務省及び経済産業省が実施した「2025 年経済構造実態調査」の調査結果のうち「製造業事業所調査」（以下「製造業事業所調査」という。）の結果に基づき、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について本県分を独自に集計したものである。

・個人経営を除く事業所であること
・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

２．事業所について、日本標準産業分類（第 14 回改定）における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の９割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。

３．製造業事業所調査の調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和７年６月１日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額等の経理事項については、令和６年１年間の数値である。

また、各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は下記のとおり。なお、統計表で各調査の経理外項目と経理事項を併せて表示する場合には、経理項目の表示年次を表示している。

統計調査名	経理外項目 (事業所数、従業者数、平成29年 (2017年) 工業統計以降の敷地面積)		経理項目 (製造品出荷額等、付加価値額等)	
	調査時点	表示	調査期間	表示
平成26年(2014年)工業統計	平成26年12月31日現在	平成26年	平成26年1月～12月	平成26年
平成28年(2016年)活動調査	平成28年6月1日現在	平成28年	平成27年1月～12月	平成27年
平成29年(2017年)工業統計	平成29年6月1日現在	平成29年	平成28年1月～12月	平成28年
平成30年(2018年)工業統計	平成30年6月1日現在	平成30年	平成29年1月～12月	平成29年
令和元年(2019年)工業統計	令和元年6月1日現在	令和元年	平成30年1月～12月	平成30年
令和2年(2020年)工業統計	令和2年6月1日現在	令和2年	令和元年1月～12月	令和元年
令和3年(2021年)活動調査	令和3年6月1日現在	令和3年	令和2年1月～12月	令和2年
令和4年(2022年) 製造業事業所	令和4年6月1日現在	令和4年	令和3年1月～12月	令和3年
令和5年(2023年) 製造業事業所	令和5年6月1日現在	令和5年	令和4年1月～12月	令和4年
令和6年(2024年) 製造業事業所	令和6年6月1日現在	令和6年	令和5年1月～12月	令和5年
令和7年(2025年) 製造業事業所	令和7年6月1日現在	令和7年	令和6年1月～12月	令和6年

4．製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

＜ガイドライン＞

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

5．各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

図に示す構成比のうち「その他」は、「その他」に含まれる各項目の実数値を合計して比率を算出している。このため、表中の「その他」に含まれる各項目の構成比を合計して算出した数値と一致しない場合がある。また、端数処理の関係で、内訳の計が100%とならない場合がある。

統計表中、「-」は該当数値がないもの（調査方法の変更等により経年比較ができない場合も含む)、「0」は単位未満、「△」はマイナスを表す。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所や、増減比較をする対象年次が秘匿対象であった場合の増減率は、併せて「X」とした。この数値は合計数値に含めている。

6．集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

7．従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上)」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

８．製造業事業所調査、工業統計調査（以下「工業統計」という。）及び活動調査（製造業に関する集計）は集計範囲等が異なり、単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

（１）製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者 4 人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。また、令和 3 年活動調査（製造業に関する集計）では、従業者 4 人以上の事業所を調査対象とし、個人経営を含まない。平成 28 年活動調査（製造業に関する集計）では、従業者 4 人以上の事業所を調査対象とし、製造品出荷額等の経理項目について、個人経営調査票による調査分を含まない。

（２）製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なる。

（３）製造業事業所調査から、１事業所当たり及び従業者１人当たり製造品出荷額等の算出式を変更した。このため、時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

（４）令和 3 年活動調査から、対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。このため、従来の調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較ができない。

（５）令和 3 年活動調査（製造業に関する集計）では、「従業員 10 人以上の事業所」において生産額を算出している。その他の調査では、「30 人以上の事業所」において算出している。このため、生産額及び（粗）生産額の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

９．表及び図の産業中分類の表示は、日本標準産業分類の産業中分類名を次のとおり略して用いた。

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木材・木製品	木材・木製品製造業	24 金属製品	金属製品製造業
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	25 はん用機器	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機器	生産用機械器具製造業
15 印刷	印刷・同関連業	27 業務用機器	業務用機械器具製造業
16 化学	化学工業	28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機器	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業	30 通信機器	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸送機器	輸送用機械器具製造業
20 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他の製品	その他の製造業

（注）基礎素材型産業とは、省略表示の 12 木材・木製品、14 パルプ・紙、16 化学、17 石油・石炭、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品をいう。

加工組立型産業とは、25 はん用機器、26 生産用機器、27 業務用機器、28 電子部品、29 電気機器、30 通信機器、31 輸送機器をいう。

生活関連型・その他産業とは、09 食料品、10 飲料、11 繊維、13 家具・装備品、15 印刷、20 皮革、32 その他の製品をいう。

10. 2025 年経済構造実態調査 製造業事業所調査（2024 年実績）については令和 6 年経済センサス-基礎調査の結果を反映した最新の事業所母集団データベースを用いて集計している。

一方、本資料の過去時系列のうち 2024 年経済構造実態調査 製造事業所調査については、2025 年に公表した数値である。

Ⅲ 集計項目及び用語の説明

１．事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

（１）一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

（２）従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

２．従業者

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。

一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（１か月未満、日々雇用）は含まない。

（１）常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

（２）有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

（３）常用雇用者

期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

（４）無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

（５）有期雇用者（1 か月以上）

常用雇用者のうち、１か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

（６）臨時雇用者（有期雇用者（1 か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、１か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

（７）送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

（８）出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

３．個人業主とは業務に従事している個人業主、無給家族従業者とは個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

４．事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額

各調査期間の１年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」の合計をいう。

５．原材料・燃料・電力の使用額等

各調査期間の１年間における次の(1)～(6)の合計をいう。

（１）原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品、購入した水など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

（２）燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

（３）電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

（４）委託生産費

原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

（５）製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

（６）転売した商品の仕入額

１年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

６．有形固定資産額（従業者 30 人以上の事業所）

各調査期間の１年間における数値であり、帳簿価額によっている。

（１）有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

ア　土地

イ　有形固定資産（土地を除く）

・建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

・機械、装置（附属設備を含む。）

・その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数１年以上の工具、器具、備品等）

（２）建設仮勘定の増加額及び減少額

建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経

費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

（3）有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

（4）減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

（5）有形固定資産額の算式は以下のとおり。

ア　年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

イ　建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

ウ　投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

7．製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請賃加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）の在庫は含まない。

8．製造品出荷額等

各調査期間の１年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

（1）製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1 年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア　同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ　自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ　委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、各調査期間中に返品されたものを除く。）

（2）加工賃収入額

１年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

（3）その他収入額

上記（1）、（2）及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」等の収入額をいう。

９．生産額（従業者 30 人以上の事業所）

各調査期間の 1 年間における次の算式により算出した額をいう。

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

なお、令和 3 年活動調査では、10 人以上の事業所について算出している。

10.（粗）生産額

従業者 30 人未満の事業所については、生産額は算出できないため、全事業所について生産額を示す場合には、（粗）生産額として次の計算式によっている。

（粗）生産額＝生産額（30人以上）＋（製造品出荷額＋加工賃収入額）（29人以下）

なお、令和3年活動調査では、10人以上と9人以下の事業所で算式を変えている。

11. 付加価値額（従業者 30 人以上の事業所）

各調査期間の 1 年間における次の算式により算出した額をいう。

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2））－原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

12. 粗付加価値額（従業者 29 人以下の事業所）

各調査期間の 1 年間における次の算式により算出した額をいう。

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2））－原材料・燃料・電力使用額等

13.（粗）付加価値額

全事業所について付加価値額を示す場合には、（粗）付加価値額として次の算式によっている。

（粗）付加価値額＝付加価値額（30 人以上）＋粗付加価値額（29 人以下）

14. 付加価値率、現金給与率、原材料率

各調査期間の 1 年間における次の算式により算出した額をいう。

（１）付加価値率＝付加価値額÷{製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2）)}×100

（２）現金給与率‥‥従業者 30 人以上の事業所について、次の算式により計算される。

現金給与率＝事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額÷{製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2）)}×100

‥‥従業者 29 人以下の事業所については、次の算式により計算される。

現金給与率＝事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額÷{製造品出荷額等－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2）)}×100

（３）原材料率‥‥従業者 30 人以上の事業所については、次の算式により計算される。

原材料率＝原材料・燃料・電力の使用額等÷{製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2）)}×100

‥‥従業者 29 人以下の事業所については、次の算式により計算される。

原材料率＝原材料・燃料・電力の使用額等÷{製造品出荷額等－(推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（※1）＋推計消費税額（※2）)}×100

15. 有形固定資産投資総額（従業者 30 人以上の事業所）

有形固定資産投資総額＝有形固定資産取得額＋建設仮勘定の増減額

16. １事業所当たり及び従業者１人当たり

$$\text{１事業所【従業者１人】当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等}}{\text{事業所数【従業者数】}}$$

１事業所当たり付加価値額、生産額、製造品年末在庫額、有形固定資産投資総額、原材料・燃料・電力の使用額等、敷地面積、工業用水量（淡水）及び従業者１人当たり生産額、有形固定資産投資総額、事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額は上記(2)式の分子を各々置き換えることによって計算している。

なお、製造業事業所調査から１事業所当たり及び従業者１人当たり製造品出荷額等の算出式を変更している。

※1：平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2：推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

17. 事業所敷地面積（従業者 30 人以上の事業所）

調査日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グランド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

18. 水源別用水量（従業者 30 人以上の事業所）

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、１日当たり用水量とは、調査期間の１年間に使用した工業用水の総量を調査期間の操業日数で割ったものをいう。

（１）淡水

ア　公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。

・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

イ　井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ　その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖　沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きょによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

エ　回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいうが、回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置等）を通すかどうかは問わない。

（２）海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいう。

19. 産出事業所

産業格付とは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。したがって、一つの事業所でも複数の品目を生産した場合、各品目に重複して計上するため、事業所の主要な産出品目により産業分類して集計した他の統計表の事業所数とは数値が異なる。

【問い合わせ先】
佐賀県 政策部 統計分析課 調査分析第二担当
ＴＥＬ（０９５２）２５－７０３７
ＦＡＸ（０９５２）２５－７２９８